

令和8年度介護の職場環境改善セミナー実施業務委託 公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、介護サービス事業所の経営者や管理者等を対象に、介護人材の確保・定着・育成を目的とした職場環境の改善のための対策・手法を学ぶ研修を実施するものである。業務の実施にあたり、研修開催の実績・ノウハウのある特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名 令和8年度介護の職場環境改善セミナー実施業務委託

(2) 業務の詳細な説明

ア 研修計画の企画・立案、準備

- ・市内の介護サービス事業所の経営者や管理者等を対象に、職場環境の改善に資する効果的な研修計画を企画・立案する（年間10回程度開催）。

（例：ハラスメント対策、リスクマネジメント、人材定着のための組織運営 など）

- ・研修計画に基づき、介護サービス事業所等に受講案内を送付し、受講者を募集する。

イ 研修の実施

- ・発注者及び研修講師等と調整の上、効果的な方法で研修を実施する。

ウ 研修の実施報告書（アンケート含む）等の作成・提出

- ・研修実施後、研修の効果測定及び改善を目的として、受講者にアンケート等を実施する。

- ・受講料の徴収は発注者で行うため、受講者名簿を作成し、各研修終了後に速やかに発注者に提出する。

エ その他北九州市が必要と認める業務

(3) 履行期間 契約締結日～令和9年3月31日

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 官公庁が発注した、介護サービス事業所の経営者や管理者等を対象とした職場環境改善に資する研修業務の契約実績を有すること。

イ 研修に関する事務を行う場所及び人材を確保し、常時、市及び研修受講者等と業務内容に関する連絡調整ができること。

ウ 市内に研修会場（講義及び演習用）を確保すること。

・研修会場は、できる限り交通の利便性を考慮した場所とすること。

・研修室は、各研修の定員を満たすスクール形式による講義及びグループワーク形式による演習を行うために必要な広さ及び設備を備えていること（本市の施設を使用する場合において、条例その他の規定により、使用料を減免できる場合がある）。

・必要に応じて、オンライン方式で研修を開催できる環境を備えておくこと。

エ 研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策を十分実施すること。

オ 自社のホームページを開設していること。していない場合は、契約締結日までに開設できること。

カ ア～オについて、要件が確認できる書類が提出できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区内1番1号

担当課名 北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護イノベーション推進室
(担当：小林・三木)

電話番号 093-582-2712 FAX番号 093-582-2095

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年4月6日から令和8年4月20日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から12時まで、13時から17時15分まで。

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年4月7日から令和8年4月20日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から12時まで、13時から17時15分まで。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から
起算して7日以内に、書面により、介護イノベーション推進室長に対して、応
募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。